

規則

学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第十四号

学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の扶養手当に関する規則(昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加える。

第三条第一項を次のように改める。

(届出)

第三条 新たに条例第九条において準用する県職員条例第八条第一項の職員たる要件を具備するに至った学校職員は、埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下この条、次条及び第六条において同じ。)に届け出なければならない。現に扶養手当の支給を受けている学校職員の扶養親族に係る恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合も、同様とする。

第三条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出(前項の規定により第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。)を要しない。

第四条第一項中「(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)」を削り、「前条に規定する」を「前条第一項の規定による」に改め、同項に後段として次のように加える。

同条第三項に規定する場合も、同様とする。

第四条第二項中「事項を」の下に「教育委員会が別に定める様式の」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(支給の始期及び終期)

第四条の二 扶養手当の支給は、学校職員が新たに条例第九条において準用する県職員条例第八条第一項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、学校職員が同項

に規定する要件を欠くに至った日（教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で教育委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第三条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 現に扶養手当の支給を受けている学校職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第五条中「前条第四項」を「第四条第四項」に改める。

第六条中「埼玉県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の学校職員の扶養手当に関する規則第二条、第三条第一項、第四条の第二項及び第五条の規定の適用については、この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間は、これらの規定中「条例第九条において準用」とあるのは、「学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第二十四号）附則第四項において準用する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第六号）附則第四項の規定により読み替えて適用」とする。